

全建労発 21号
平成24年5月30日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
常務理事 室 川 正 和

国土交通省が行う「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（案）
に関する意見募集」について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

さて、建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を上げた社会保険未加入問題への対策の一環として建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要から、建設業法施行規則が改正され、建設業における社会保険未加入問題への対策のうち「建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第4条及び様式(新)第20号の3関係）」及び「施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加（規則第14条の2及び第14条の4関係）」が平成24年1月1日に施行されます。

それに伴ない、国土交通省では、別添の「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」を作成することとしており、平成24年5月25日に意見募集を行いました。

つきましては、本会における今後の対応あるいは取り組みの参考とさせていただきたいことから、都道府県協会並びに傘下の会員企業においてご意見等を出された場合は、大変お手数ですが本会労働部宛（FAX03-3555-3218）に情報提供（様式は任意で都道府県名と意見等の内容）いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以 上